

○総務省令第 号

電波法（昭和二五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同報を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(人体にばく露される電波の許容値)
第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGPS型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇MHz以上六GHz以下	人体(側頭部及び四肢を除く。) における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)	毎キログラム当たり二ワット以下
(2) 携帯無線通信を行う陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	六GHzを超え三〇GHz以下	人体(側頭部及び両手を除く。) の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下

(人体における比吸収率の許容値)
第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGPS型に限る。))及び第四十九

条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。)は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。))を放射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- 一 対象無線設備から発射される電波の平均電力(複数電波を放射する機能に有する場合にあつては、当該機能により放射される複数電波の平均電力の和に相当する電力)が二〇ミリワット以下の無線設備
- 二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- 2 対象無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。))のもの及び電話その他の情報の組合せのものに限る。以下この項において同じ。))は、当該対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数電波を放射する機能に有する場合にあつては、複数電波)の人体頭部における比吸収率を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。
 - 一 対象無線設備から発射される電波の平均電力(複数電波を放射する機能に有する場合にあつては、当該無線設備から発射される電波の平均電力)が二ワット以下の無線設備
 - 二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- 3 前二項に規定する比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

<p>③ 第四十九条の第十四第十二号及び第十三号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第七号に掲げるものに限る。）</p>	<p>三〇GHzを超え三〇〇GHz以下</p>	<p>（任意の六分間に通過するエネルギーを六分で除して得た値をいう。以下同じ。） 人体（側頭部及び両手を除く。）の任意の体表一平方センチメートルにおける入射電力密度</p>	<p>毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下</p>
--	-------------------------	--	------------------------------

二 前号の表に掲げる無線局の無線設備又は当該無線設備と同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示（※1）するものに限る。）が同時に複数の電波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を放射する機能を有する場合にあつては、総務大臣が別に告示（※2）する方法により算出した総合照射比を一以下とするものでなければならぬ。ただし、放射される複数電波の周波数が全て一〇〇MHz以上六GHz以下の場合には、複数電波の人体（側頭部及び両手を除く。）における比吸収率について、前号の表第四欄に掲げる許容値を適用することができる。

三 前二号の規定は、総務大臣が別に告示（※1）する無線設備については、適用しない。

人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一 無線局の無線設備（携帯して使用するために開設する無線局のものであつて、人体側頭部に近接した状態において電波を送信するものに限る。）から人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる放射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局		周波数帯	測定項目	許容値
<p>① 前項の表(1)に掲げる無線局のうち、伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの</p>	<p>一〇〇MHz以上六GHz以下</p>	<p>人体側頭部における比吸収率</p>	<p>毎キログラム当たり二ワット以下</p>	
<p>② 前項の表(2)に掲げる無線局のうち、伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの</p>	<p>六GHzを超え三〇GHz以下</p>	<p>人体側頭部の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度</p>	<p>毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下</p>	

二 前号の表に掲げる無線局の無線設備又は当該無線設備と同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示（※1）するものに限る。）が同時に複数電波を放射する機能を

有する場合にあつては、総務大臣が別に告示(※2)する方法により算出した総合照射比を
一以下とするものでなければならぬ。ただし、発射される複数電波の周波数が全て一〇〇
MHz以上六MHz以下の場合には、複数電波の人体側頭部における比吸収率について、前号の表第
四欄に掲げる許容値を適用することができる。

- 三 前二号の規定は、総務大臣が別に告示(※1)する無線設備については、適用しない。
- 3 前二項に規定する比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示(※3)する。
- 4 第一項及び第二項に規定する入射電力密度の測定方法については、総務大臣が別に告示(※4)する。

(参考)

- ※1：告示(新設)
 - ※2：告示(新設)
 - ※3：平成二十五年告示三百二十四号(一部改正)
 - ※4：告示(新設)
- 廃止：平成二十五年告示三百二十三号
平成二十七年告示四百二十三号

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めるとともに、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1〕(2) 略</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>〔表 別紙〕挿入</p> <p>〔注 1〕12 略</p> <p>注13 設備規則第十四条の二第一項又は第二項の規定が適用されるものに限る。</p> <p>〔注 14〕23 略</p> <p>〔イ・ウ 略</p> <p>〔二・三 略</p>	<p>別表第一号 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔1〕(2) 同上</p> <p>〔同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔表 別紙〕挿入</p> <p>〔注 1〕12 同上</p> <p>注13 設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。</p> <p>〔注 14〕23 同上</p> <p>〔イ・ウ 同上</p> <p>〔二・三 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の設備規則第十四条の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査により、無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

註 13	○	備設線無の三の号二十五第項一第条二第
註 13	○	備設線無の号三十五第項一第条二第
		備設線無の号四十五第項一第条二第
		備設線無の二の号四十五第項一第条二第
註 13	○	備設線無の三の号四十五第項一第条二第
註 13	○	備設線無の四の号四十五第項一第条二第
		備設線無の号七十五第項一第条二第
		備設線無の二の号七十五第項一第条二第
		備設線無の三の号七十五第項一第条二第
		備設線無の四の号七十五第項一第条二第
		備設線無の号八十五第項一第条二第
		備設線無の号九十五第項一第条二第
		備設線無の号十六第項一第条二第
		備設線無の号一十六第項一第条二第
		備設線無の二の号一十六第項一第条二第
		備設線無の号二十六第項一第条二第
		備設線無の二の号二十六第項一第条二第
		備設線無の号三十六第項一第条二第
		備設線無の号四十六第項一第条二第
		備設線無の号五十六第項一第条二第
		備設線無の号六十六第項一第条二第
		備設線無の号七十六第項一第条二第
		備設線無の号八十六第項一第条二第
		備設線無の号九十六第項一第条二第
		備設線無の号十七第項一第条二第
		備設線無の号一十七第項一第条二第
		備設線無の号二十七第項一第条二第
		備設線無の号三十七第項一第条二第
		備設線無の号四十七第項一第条二第
		備設線無の号五十七第項一第条二第
		備設線無の号六十七第項一第条二第
		備設線無の号七十七第項一第条二第

